

阪南市トラック運送事業者燃料高騰対策支援補助金支給要領

事務局：（一社）大阪府トラック協会泉州支部

阪南市では、長引く燃料価格高騰の影響を受ける阪南市内トラック運送事業者に対し、持続的に安定した経営を図ることを目的として、阪南市トラック運送事業者燃料高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）を支給する。

I. 支給要件等の概要

申請受付期間	令和6年8月1日（木）～令和6年10月31日（木）（必着）
支給対象者	次のすべての要件に該当していること (1) 資本金又は出資の総額が10億円未満の法人、又は従業員数2,000人以下の個人事業主 (2) 令和6年6月1日及び申請日時点において、貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）第3条で規定する一般貨物自動車運送事業の許可、または同法第35条で規定する特定貨物自動車運送事業の許可を得て、阪南市内の営業所にて運輸事業を営んでいること。
支給対象車両	次のすべての要件に該当する車両であること (1) 支給要件を満たす事業者（支給対象者）が、令和6年6月1日及び申請日時点で車検が有効な車両を登録し、事業に用いている貨物自動車（賃貸借やリースにて使用している車両も含む。） (2) 自動車検査証の「使用の本拠の位置」が阪南市内の営業所所在地となっていること。ただし、被けん引車など原動機を有しない車両、軽貨物自動車は除く。
補助金の額	支給対象者が、申請日時点で保有する支給対象車両数に7,000円を乗じて得た額
申請書類	① 阪南市トラック運送事業者燃料高騰対策支援補助金支給申請書（様式1） ② 事業用車両申請一覧表（様式2） ③ 誓約・同意書（様式3） ④ 申請する車両に係る自動車検査証・自動車検査証記録事項の写し
申請方法	郵便物の追跡可能な「レターパックライト」で郵送 ※令和6年10月31日（木）までの必着

Ⅱ. 申請手続等

1 申請受付期間

令和6年8月1日（木）～令和6年10月31日（木）

※令和6年10月31日（木）までの必着

2 申請方法

郵便物の追跡可能な「レターパックライト」で郵送してください。

【郵送先】

〒592-8334 堺市西区浜寺石津町中1丁9-19

一般社団法人 大阪府トラック協会泉州支部 あて

【注意事項】

※ 「レターパックライト」を投函される際は、必ず「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。申請書類の到着に関する電話での問合せにはお答えできませんので、郵便追跡サービス等を御利用ください。

※ 申請書類の不足や記載漏れ等の不備があった場合や申請書類の一部のみを提出された場合は、審査を継続できません。全ての書類を返却いたしますので、必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、再度、「レターパックライト」で受付期間内に郵送してください。申請書類が全て確認できれば、審査を再開いたします。

3 申請書類

次に掲げる申請書類を提出してください。

申請書類の不足や不備等により返却する場合を除き、申請書類は一切返却いたしません。また、必要に応じて追加の書類の提出や申請内容の確認、説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、申請を取り下げたものとみなします。

①	阪南市トラック運送事業者燃料高騰対策支援補助金支給申請書（様式1）
②	事業用車両申請一覧表（様式2）
③	誓約・同意書（様式3）
④	申請する車両に係る自動車検査証・自動車検査証記録事項の写し

申請書類の準備にあたりましては、以下の留意事項をよくお読みください。

申請書類に関する留意事項

① 阪南市トラック運送事業者燃料高騰対策支援補助金支給申請書（様式1）
○住所（阪南市内の営業所所在地）が、申請車両の自動車検査証における「使用の本拠の位置」と同一のものが支給対象車両となります。 ○振込口座は通帳と照合の上、正確な名義人を記載してください。振込不能の原因となります。 ○申請車両数は、事業用車両申請一覧の台数と一致します。 ○支援金の申請は、1事業者あたり1回限りですので、申請前に内容をよく確認した上で提出してください。
② 事業用車両申請一覧表（様式2）
○令和6年6月1日及び申請時点の登録車両について作成してください。 ○支給対象となる車両は、自動車検査証の使用の本拠の位置が阪南市内の営業所所在地となっている車両です。
③ 誓約・同意書（様式3）
○全ての誓約・同意事項を確認し、誓約日を記入の上、署名してください。 ○氏名は必ず自署してください。
④ 申請する車両に係る自動車検査証・自動車検査証記録事項の写し
○登録年月日／申請日以前の車両が支給対象となります。

4 支給方法

申請書類の審査の結果、適正と認められるときは、支援金の支給を決定し、様式1により指定いただいた口座に支払います。申請者の金融機関口座への振込をもって支給決定の通知とします。

Ⅲ. その他

- 1 事業譲渡・承継、法人成り、合併・分割などがあつた（ある）事業者は、申請前に個別に協会へご相談ください。
- 2 補助金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、協会は支援金の支給決定を取り消します。この場合、支給した補助金を協会に返還していただきます。
また、偽りその他の不正行為の内容が悪質であると判断した場合には、阪南市及び警察に情報提供の上、刑事告訴します。
- 3 補助金支給事務の円滑・確実な執行を図るため、必要に応じて、協会は、申請内容及び事業に関する検査や報告又は是正のための措置を求めることがあります。

- 4 提出された申請書類一式は、阪南市にも提供します。
- 5 申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、協会（事務を委託する事業者を含む）が補正をすることがあります。
- 6 本補助金の審査に必要な限度で、本補助金の申請書及び提出資料に記載された情報を、直接又は阪南市を通じて他の行政機関等に提供する場合があります。
- 7 他の行政機関等が実施する補助金等の支給要件の該当性等を審査するために必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本補助金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて、直接又は阪南市を通じて提供することがあります。
- 8 協会又は阪南市に対し、警察機関から刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合には、直接又は阪南市を通じて、申請書及び提出資料に掲載された情報を提供することがあります。
- 9 協会は、前2項に掲げる場合を除き、提出いただいた申請書類に記載された情報を、本補助金の審査・支給に関する事務に限り使用し、別途同意がない限り、他の目的には使用しません。
- 10 支給決定を行った後、申請内容の不備等による振込不能等があり、協会が指定する期限までに解消されなかったときは、申請者が補助金の支給を受けることを辞退したものとみなし当該支給決定を取り消します。
- 11 補助金の申請内容を確認するため、根拠書類について、後日、調査させていただく場合がありますので、10年間大切に保存しておいてください。

IV. 申請等に関するお問い合わせ先

<p>【事務局】</p> <p>一般社団法人大阪府トラック協会泉州支部</p> <p>住所：〒592-8334 堺市西区浜寺石津町中1丁9-19</p> <p>電話：072-245-8181 FAX：072-245-8008</p>
--